二　次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ　前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ　現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

第三条に次の一項を加える。

7　この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二　生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

三　生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

第四条第二項第一号及び第三項中「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改める。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二　子どもの学習・生活支援事業

第十二条第四号及び第十三条第四号中「同項第二号及び第三号」を「子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号」に改める。

第二十二条第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」の下に「（第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。）」を加える。

（生活保護法の一部改正）

**第三条**　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「就労自立給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）」を「就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四―第五十五条の六）」に、「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第十九条第三項中「対する」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「（施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）」を「を当該各号に定める者若しくは施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　居宅介護を行う者

二　施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）　介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）

三　介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）　介護予防を行う者

第二十七条の二中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第三十四条第三項中「被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努める」を「原則として、後発医薬品によりその給付を行う」に改める。

第三十四条の二第二項中「（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）」及び「（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第七項」を「第十五条の二第七項」に改める。

第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする。

第八章の章名中「就労自立給付金」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十五条の四第二項中「（以下「支給機関」という。）」を削り、同条第三項中「支給機関は」を「第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は」に、「他の支給機関」を「他の就労自立給付金を支給する者」に改める。

第五十五条の五中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）」に改め、「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、「者の雇主」を「者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に次の一条を加える。

（進学準備給付金の支給）

**第五十五条の五**　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2　前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第五十七条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十八条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加え、「これ」を「これら」に、「差し押えられる」を「差し押さえられる」に改める。

第五十九条中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第六十四条中「第五十五条の四第二項」の下に「（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）」を、「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第七十条第五号中「含む。）」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十一条第五号中「含む。）」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）」を加え、同条第六号中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十三条第三号中「同じ。）」の下に「及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において同じ。）」を加え、同条第四号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十五条第一項第二号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十六条の三中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

**第七十七条の二**　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条第三項中「により就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を、「就労自立給付金費」の下に「又は進学準備給付金費」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。